

串本町子ども読書活動推進計画 (第三次)



令和 2 年 4 月
串本町教育委員会

本州最南端

感動のまち 串本



町づくり基本方針

- 1, ひ と
- 2, ま ち
- 3, こ こ ろ

も く じ

はじめに	1
第 1 章 第三次推進計画の策定にあたって	
(1) 計画策定の現状と経緯	2
(2) 国の動向・県の動向	2
第 2 章 基本方針と計画期間	
(1) 基本方針	3
(2) 計画期間	4
第 3 章 子どもの読書活動推進のための取組	
(1) 家庭・地域における取組	4
(2) こども園・学校における取組	5
(3) 図書館における取組	7
おわりに	10

* 参考資料

【はじめに】

現代は、科学技術の急速な進歩による AI をはじめ高度な機械化・情報化・国際化が進み、社会環境や人々の生活に大きく変化や発展をもたらしてきた。

一方、インターネットに代表される情報メディアの普及・発達により、PC、ゲーム機、携帯電話、テレビ等が必需品となり、「子どもの読書離れ」や「活字離れ」が進んできている。そのことが子ども達の「読解力・表現力・想像力」の低下を招き、人とのコミュニケーション能力の欠如に繋がっているとされて久しい。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をよりよく生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。

そのためには、国・県・市町村はじめ、社会(家庭、地域、学校)で積極的な読書環境整備を推進していくことが重要であると考えます。

本を読むという行為は、ゲームや映像を媒介にしたものとは違い、知識や情報を一方的に受け取るだけでなく、思考や想像力を大きく働かせて独自の世界を構築し、そのことについて考え、内容を確認し、じっくりと自分の思いや意見について考えるなど、自分自身のペースで楽しむことができる媒体である。

読書は、言葉や文章を自分のものとし、場面・状況等に対する理解力を培い、登場人物に対する共感等によって豊かな感情を育み、その世界観を楽しみ想像力を働かせるなど、幼い子どもにとって得るものが多く、子どもの発育・成長に欠かすことができないものである。

本町は、海・山・川の豊かな自然と数多くの歴史的文化財に恵まれた地域である。先人たちが残してくれた豊かな自然と歴史を学び、未来へと継承するためにも、読書活動の推進が大きな役割を果たすことになる。

子どもが本に慣れ親しむための「いつでも、どこでも、だれでも」参加できる環境づくりや条件整備を積極的に進めていきたい。また、保護者や周りの大人が、読書に親しめるような機会や環境を家庭、地域、学校等の最も近い所につくり、子どもが読書の習慣を自然に身に付けることができるよう社会全体で推進していく必要がある。

そこで「子どもの読書活動の推進に関する法律」、国の「第 4 次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の「和歌山県子ども読書活動推進計画」(第 4 次)を踏まえ、当地域の実情や実態を押さえ、すべての子どもが自主的に読書活動を行い、生涯にわたって読書を楽しむ習慣を身に付けることができるよう、子どもの読書活動を推進するための指針として「第三次串本町子ども読書活動推進計画」を策定した。家庭、地域、学校、図書館等が協力し読書環境の整備と充実を進め、子どもの読書活動の推進に努めていきたいと考える。

【第1章 第三次読書推進計画の策定にあたって】

(1) 計画策定の趣旨と経緯

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(子供の読書活動の推進に関する法律 第2条 基本理念より)

(2) 国の動向

① 「子どもの読書活動の推進に関する法律」

平成 12 年の「子ども読書年」を契機とし、さらなる子ども読書活動の推進を図るため、平成 13年12月に子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行された。

② 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

上記法の規定に基づき、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次基本計画)が閣議決定された。

その後、平成 20 年に「第二次基本計画」、平成 25 年に「第三次基本計画」、平成 30 年に「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が出された。本計画は、おおむね 5 年間にわたる施策を行う取組の目安として示されている。

(3) 県の動向

① 「和歌山県子ども読書活動推進計画」の策定について

国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次基本計画)を受け、平成 16 年 3 月に「和歌山県

子ども読書活動推進計画」(第一次基本計画)が策定された。

② 「和歌山県こども読書活動推進計画」の改訂について

前計画期間中における取り組みの成果と課題を踏まえ、平成21年3月に第二次計画、平成26年3月に第三次計画がそれぞれ改訂版として策定された。そして国の第四次計画が策定されたことを受けて、平成31年3月に和歌山県においても第四次計画が新たに策定された。

本推進計画は、「和歌山県長期総合計画」及び「和歌山県教育振興計画」を踏まえ、子どもの読書活動に関する意義を普及するとともに、読書環境を整備し、学校・家庭・地域をはじめ、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るための基本方針や方策について、示されたものである。

【第2章 基本方針と計画の期間】

(1) 基本方針

今計画は、子ども読書活動の推進に関する法律第9条2項の規定に基づき、国・県の方針を受け、本町の第二次推進計画期間における成果と課題を見つめ、子どもの取り巻く諸情勢を踏まえつつ、子ども読書活動推進を目指し、次の3点を基本方針として位置付け引き続き取り組むこととする。

① 読書に親しむ機会の提供と環境整備の充実

読書活動は、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解することにつながるなど、「生きる力」の育成に欠かすことができない。子どもが自主的に読書活動を行えるよう、家庭、学校、図書館、地域、関係機関等が連携・協力し、あらゆる機会を捉えて読書及び言葉の魅力や楽しさを伝え、読書を親しめるようすることが大切である。そのため、子どもの発達段階に応じて、子どもが読書の楽しさを知るきっかけ(読み聞かせ、お話の会等)や読書に親しむ機会を提供し、施設・整備(新築)や人的環境整備(司書・学芸員)の充実を図るよう努める。

② 読書環境の整備と子どもが「好きな本」に出会える機会の構築

家庭、学校、図書館等の連携を密にし、子どもが本と出会い、自分で手に取って選べる機会を増やし、自主的な読書活動(ポップコンクール、ビブリオバトル、読書感想文等)が行えるよう努める。

またブックスタート活動をはじめとする家庭での読書の重要性を促し、読書を奨励・支援するよう努める。

③ 子どもの読書活動に関する理解と関心を深める。

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、読書の意義や重要性について広く紹介することが必要である。そのためには、多くの人々に子どもの読書活動に理解と関心を深め、協力や連携ができるよう啓発や広報に努める。

また読み聞かせボランティア等、子どもの読書推進にかかわる活動を奨励し、その育成に支援・協力する。

(2) 計画の期間

本計画は、第1次計画(H22—H26)、第2次計画(H27—H31)に次ぐ第3次計画となり、原則として令和2年4月から5年間(R2—R6)とする。

【第3章 子どもの読書推進活動のための取組】

基本方針に沿って子ども読書活動を推進するにあたり、家庭・地域、こども園・学校、図書館において、子どもの読書に親しむ機会の提供と充実、読書環境の整理と充実、読書活動の理解と関心の向上、その体制づくりについて取組を進める。

(1) 家庭・地域における取組

乳幼児が本に親しむためには、家族と一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりする必要がある。また普段より手の届くところに本がある、あるいは図書館などをよく利用するといった、子どもが自然に本に触れあうことができる機会を提供することが大切である。

① 読書活動の意義の理解と促進

リーフレットの作成、講演会や講座の開催等を通じて家庭における読書や読み聞かせの必要性、有益性について理解の促進を図り、子どもの読書活動を家族が温かく見守り、一緒に読書を楽しむことができる環境づくり(幼児向け本の紹介、出張お話し会、家庭教育・子育て支援教室等)を進める。

② ブックスタート活動の推進

ブックスタートは、すべての赤ちゃんの周りで、楽しく温かいひと時が持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに絵本を開く楽しい体験(読み聞かせ)と一緒に絵本を手渡す活動である。

保健センターでは、乳幼児の10か月健診時にボランティアによるブックスタートを実施し、保護者に対して絵本をプレゼントする事業を行っている。また保護者に対し、図書館周辺の地図や乳幼児向けのブックリスト等を作成して配布し、家庭における読書活動の推進を促している。

(2) こども園・学校における取組

読書活動は、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解することにつながるなど、「生きる力」の育成に欠かすことができない。幼稚園教育要領等に、「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、創造する楽しさを味わう。」と明記され、園(所)において、絵本や物語に親しむ活動の充実が求められている。また、学校教育法第21条において「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられている。

この学校教育法の主旨から学校等においては、読書指導計画や図書館利用計画を立案し、読書や読み聞かせを奨励し、豊かな言葉や多彩な表現に多く触れることで子どもが言語能力を培っていけるよう努める。

① こども園における取組

幼児期に読み聞かせや読書の楽しさに触れることは、その後正しい読書習慣の形成につながっていくため、幼児期の年齢や発達段階に合わせた取組を促進する。併せて教員及び保育士の読書推進をより進めるためにも、研修を通して指導力の向上

を図る。

具体的な取組事例としては、就学前の年長組において、こども園での絵本貸出を実施し、家庭においても読書や読み聞かせの大切さを理解してもらえるよう努めており、また、こども園や子育て支援センターなどの現場において、保育士だけでなくボランティアや中学生による読み聞かせを実施することで、子どもの興味関心を惹き、読書の楽しさに触れさせることに努めている。

② 学校における取組

1) 読書習慣の形成の促進

学校は、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っており、学校全体で組織的・計画的に読書活動を推進していくことが求められている。

朝の読書や一斉読書等、児童生徒が本に親しみ読書習慣を形成するための取組を行うと共に、調べ学習等で図書館や本に触れ合う機会を増やす。また教員の読書に関する理解や知識を深め、適切な指導を行えるよう研修などを通じて指導力の向上を図る。

ポップコンクールやビブリオバトルは、児童生徒による相互間の交流を促進し、読書を始めるきっかけづくりとなる最適なツールであることから、児童生徒が積極的に参加出来るようサポート及び指導を行い、読書習慣の形成を図る。

小中学生ポップコンクールポスター

小中学生ポップコンクールポスター

**令和元年度串本町
小中学生ポップコンクール**

■主 催：串本町教育委員会
串本町子ども会連絡協議会

■主 管：串本町図書館

■応募資格：串本町内在住もしくは串本町内の小中学校に在籍している小学4年生から中学3年生まで

■応募期間：令和元年7月1日（月）～7月19日（金）

■入 賞：小学生の部・中学生の部
各部門で最優秀1点、優秀賞5点（予定）
入賞者には賞状及び図書カードを贈呈

■問合せ先：串本町図書館（62-4653）
串本町文化センター（62-0006）

昨年度入賞作品

【小学生の部】最優秀賞
【小学生の部】最優秀賞

小中学生ポップコンクール応募数

	単位（人）		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学4年	25	7	44
小学5年	22	69	47
小学6年	45	30	53
中学1年	54	65	59
中学2年	42	52	77
中学3年	42	87	54
合計	230	310	334

2) 学校司書の活用

平成 30 年度より学校司書を配置し各学校を巡回しているが、学校図書館を充実させて読書環境を整えるためには学校司書が非常に重要な役割を担っている。

NDC による分類や廃本などの蔵書管理をはじめ、児童生徒の興味関心を惹くための図書館展示や読み聞かせ・ブックトークやイベントの開催などを行っており、学校図書館を充実させていくことで、子ども達が興味関心を持って集まり、温かい雰囲気の中で読書や調べ物等ができるような環境整備に努める。

学校司書と上手く連携を図り、授業に取り入れるなど積極的に活用することでより効果的な読書推進につなげていく。



学校司書による図書分類のオリエンテーション



学校図書館でのテーマ展示

3) 家庭・地域との連携

保護者に読書活動の意義について理解度が高められるよう努め、家庭での読書環境整備を進めるとともに家読の推進を図る。

また図書館とも連携・協力し、図書の団体貸し出しや出張読み聞かせ会、情報交流を積極的に図り読書活動推進に努める。

(3) 図書館における取組

公共図書館は、子どもの読書活動を推進するにあたり、果たす役割が大きい。子どもにとって、たくさんの中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知るとともに、調べ学習などの課題解決ができる場所である。図書館を中心に子どもが読書に親しむ

ことのできる環境を整え、本を楽しむことや読書習慣が身に付けるための支援に努める。

① 図書館における資料収集

図書館は本と人を結びつける役割を持った機関であり、また子どもが本を直接手に取って自分の目で選ぶことのできる施設である。利用者のニーズに応えながら、絵本から児童書、ヤングアダルト等、豊富な資料を多岐・多様なジャンルに渡って提供できるよう、きめ細やかな資料収集・情報収集に努める。また家庭における読書支援として、ブックスタート事業やブックリストや絵本の与え方等の解説書も収集し提供する。

② 本や物語に親しむ機会の提供

定期的に図書館において読み聞かせ会等を行い、子どもが本の面白さ、楽しさを知る機会を積極的に提供する。また読み聞かせやお話の会等をしているボランティアグループを支援し、読み聞かせに活用できるピックブックや絵本・児童文学に関する解説書や研究書、読み聞かせや手遊び技術を学ぶための資料も収集し提供する。



時節に応じた図書館でのテーマ展示



図書館でのボランティアによる読み聞かせ

③ 関係機関との連携

県立図書館をはじめとして、こども園、学校、役場、保健センター、教育委員会、公民館等と連携をとって協力し合い、子どもへの読書の機会を提供する。学校司書や図書委員会とも連携してポップコンクールやビブリオバトル大会などのイベントを盛り上げ、本に親しむ機会を提供すると共に子どもの読書への好奇心を刺激し、想像力や表現力を培うよう努める。

④ 自動車文庫による出張貸出と地域文庫

串本町は東西に細長い地形をしており、町全体として読書推進を進めていくためには、自動車文庫による出張貸出や図書館以外の地域文庫との連携及び活動支援が重要である。自動車文庫においては、学童保育所への出張や小学校の放課後の時間帯を意識して訪問するなど、子ども達の利用率を高めることを意識していく。地域文庫については、令和元年度から潮岬公民館においてボランティアによる地域文庫が開館され、小学校の近くということもあり、子ども達の利用も増えてきている。また様々なイベントも開催し、地元でボランティアの輪も広がって地域に根差したものとなりつつあり、図書館としても連携し支援していけるよう努める。



地域文庫での読み聞かせ・クリスマス会の様子

【おわりに】

国及び県の子ども読書活動の推進に関する基本計画の改訂が出される中、本町においても今までの取り組みについて見つめ、これからの「串本町子ども読書活動推進計画」を見直した。

学校教育においてこれから求められる「生きる力」として、子どもの主体的・対話的で深い学びを実現するために、思考力・判断力・表現力を培うことが求められている。「子ども読書活動推進計画」を進めることにより、子ども達は本に親しみ、様々な情報に触れ、その情報に基づいて取捨選択し、自分で判断を下すことや、語彙力・表現力を身に付け、自ら考える力を養い、相手に自分の考えを表現する伝える力となり、生涯を通して生きていくために重要な役割を果たすことになる。

子どもの健全育成を願い明るい未来を築くために、また当町の豊かな自然とトルコとの友好関係をはじめとした深い歴史を認識し、子ども達一人ひとりが郷土愛を持って「ひとまち ころ」の町づくりに参画していくためにも、「子ども読書活動推進計画」は必要不可欠の事柄であるとする。

今回の計画を進めていくために、より具体的で内容の充実した取組が進められるよう努力と研鑽を尽くしていきたいと考える。



トルコ軍艦遭難慰霊碑(串本町樫野崎)

(1) 子ども読書年に関する決議

〈参議院本会議〉

「国際連合は1990年9月、子どものための世界サミットを開き、ここに参加した世界71か国の元首、首脳たちが「子どもを政治の最優先に」と誓い合ってから10年が経過した。

しかし、広く地球的観点からこれを見れば、貧しさゆえに子どもの人権がないがしろにされ、また、子どもたちが最大の犠牲者となる民族間や宗教上の対立による地域紛争が絶え間なく続いているのも現実の姿と言わねばならない。「子どもたちのための世界サミット」における国連の誓いを結実させるためには、国際間のさらなる努力が必要である。

先進国でもモノの豊かさに心の成長が追いつかず、わが国においても校内暴力、いじめ、衝動的行動、薬物汚染など子どもたちの悲惨な事件が相次いでいる。こうした、子どもたちの乾いた心に、潤いを取り戻すことは、今日差し迫った課題である。

われわれは、20世紀の反省と教訓の上に立って、新しい世紀を担う地球上のすべての子どもたちに、人権を尊重し、恒久平和の実現と繁栄に努め、伝統的な文化遺産を継承することを託さなければならない。

その第1歩として、わが国は世界にさきがけ、平成12年、西暦2000年を「こどもの日」の5月5日、質も量も世界で最大規模の蔵書と読書環境を整え、内外情報の収集と発信のできる国際子ども図書館を開館することになっている。

読書は、子どもたちの言葉、感性、情緒、表現力、創造力を啓発するとともに、人としてよりよく生きる力を育み、人生をより味わい深い豊かなものとしていくために欠くことのできないものである。

本院は、この読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもたちの読書活動を国を挙げて応援するため、平成11年、西暦2000年を「子ども読書年」とすることとする。

右決議する。

1999年8月9日

〈衆議院本会議〉

わが国をはじめ世界71か国の元首、首脳が国際連合の「子どものための世界サミット」に集い、「子どもを政治の最優先に」と誓い合ってから、やがて10年が経過する。しかし、この誓いが、いまだ十分に果たされていないことは、世界の子どもの現状をみれば明らかであり、わが国はもとより国際間のさらなる努力が求められている。

わが国は、平成12年（西暦2000年）5月5日の「こどもの日」に、ひ

ろく世界の子ども文化に貢献しうる国立の国際子ども図書館を開館する。本とふれあうことによって、子どもたちは言葉をまなび、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身につけることができる。

政府は、読書の持つ計り知れない価値を認め、国立の国際子ども図書館が開館する平成12年（西暦2000年）を「子ども読書年」とし、国を挙げて、子どもたちの読書活動を支援する施策を集中的かつ総合的に講ずるべきである。

右決議する。

平成11年8月10日

（２）子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。